

# 令和元年度(平成31年度)利用調整基準表 (基本指数)

子ども氏名		基本点(A)	基本加点(B)	世帯調整(D1)	世帯調整(D2)	児童調整(E1)	児童調整(E2)
生年月日 平成 年 月 日		保護者1 (A1/B1)					
認定番号		保護者2 (A2/B2)		世帯調整計(D) (D=D1+D2)		児童調整計(E) (E=E1+E2)	
		合計 (A=A1+A2) (B=B1+B2)					
		基本指数(C) (C=A+B)		利用調整指数(F) (F=C+D+E)			

## 基本指数(C)

父・母	基本点(A1)		基本加点(B1)									
保護者1	1 就労/就学	月160H以上	27	1日の就労時間	8H以上	7H以上	6H以上	4H未満	3H未満	就労証明書等に記載のある雇用契約等における就労内容で判断いたします。		
		月140H以上	25		3	2	1	-1	-2			
		月120H以上	22	1週/1か月の就労日数	週5日以上	週4.5日	週4日	週3日	週3日未満			
		月100H以上	20		月20日以上	月18日以上	月16日以上	月15日以下	月11日以下			
		月72H以上	18		3	2	1	-2	-3			
		月64H以上	17	勤務地	居宅外市内			所沢・狭山・飯能・瑞穂・青梅			左記以外	自宅・未定
		内職	17		1			2			4	0
		内定中	15	実働時間と収入に著しく差がある場合は、減算を行います。その場合、埼玉県最低賃金から実働時間の算出を行います。								
	2 妊娠出産		20	出産予定月の前後2か月が対象です。切迫流産・早産などは疾病等として扱いますので、診断書を提出してください。								
	3 障害・疾病 (育児の程度)	1の状態	30	生活能力	1の状態	2の状態	3の状態	4の状態	5の状態	その他		
2の状態		25	10		7	3	1	0				
3の状態		20	提出された診断書における「育児の程度」で保育の必要性(基本点)を判断し、「生活能力」を加点項目とします。「育児の程度」が5または6の状態は、常態的な保育の必要はないと判断します。									
4の状態		15										
5または6の状態		×										
その他診断書												
4 介護・看護	1の状態	28	子どもとの関係 (同居の場合)	祖父母	父・母	兄弟姉妹	別居の場合は基本点(A2)のみ					
	2の状態	23		3	4	1						
	3の状態	20	提出された診断書における「生活能力」で介護等による保育の必要性(基本点)を判断します。「生活能力」が5の状態は、常態的な保育の必要はないと判断します。									
	4の状態	10										
	5の状態	×										
その他診断書												
5 災害復旧		30	罹災証明書等で判断いたします。									
6 求職活動		12	チェック区分 いずれか1つ	内定中・就労間もない	ハローワーク等	新聞・HP	利用後	その他				
				就労における加点のみ適用	3	1	0					
7 社会的擁護/その他		20										

父・母	基本点(A2)		基本加点(B2)									
保護者2	0 不在	10	理由	死亡・離婚・未婚	別居法的あり	その他	実態として別居していることが確認できる場合のみ適用します。					
				40	35							
	1 就労/就学	月160H以上	27	1日の就労時間	8H以上	7H以上	6H以上	4H未満	3H未満	就労証明書等に記載のある雇用契約等における就労内容で判断いたします。		
		月140H以上	25		3	2	1	-1	-2			
		月120H以上	22	1週/1か月の就労日数	週5日以上	週4.5日	週4日	週3日	週3日未満			
		月100H以上	20		月20日以上	月18日以上	月16日以上	月15日以下	月11日以下			
		月72H以上	18		3	2	1	-2	-3			
		月64H以上	17	勤務地	居宅外市内			所沢・狭山・飯能・瑞穂・青梅			左記以外	自宅・未定
		内職	17		1			2			4	0
		内定中	15	実働時間と収入に著しく差がある場合は、減算を行います。その場合、埼玉県最低賃金から実働時間の算出を行います。								
2 妊娠出産		20	出産予定月の前後2か月が対象です。切迫流産・早産などは疾病等として扱いますので、診断書を提出してください。									
3 障害・疾病 (育児の程度)	1の状態	30	生活能力	1の状態	2の状態	3の状態	4の状態	5の状態	その他			
	2の状態	25		10	7	3	1	0				
	3の状態	20	提出された診断書における「育児の程度」で保育の必要性(基本点)を判断し、「生活能力」を加点項目とします。「育児の程度」が5または6の状態は、常態的な保育の必要はないと判断します。									
	4の状態	15										
	5または6の状態	×										
その他診断書												
4 介護・看護	1の状態	28	子どもとの関係 (同居の場合)	祖父母	父・母	兄弟姉妹	別居の場合は基本点(A2)のみ					
	2の状態	23		3	4	1						
	3の状態	20	提出された診断書における「生活能力」で介護等による保育の必要性(基本点)を判断します。「生活能力」が5の状態は、常態的な保育の必要はないと判断します。									
	4の状態	10										
	5の状態	×										
その他診断書												
5 災害復旧		30	罹災証明書等で判断いたします。									
6 求職活動		12	チェック区分 いずれか1つ	内定中・就労間もない	ハローワーク等	新聞・HP	利用後	その他				
				就労における加点のみ適用	3	1	0					
7 社会的擁護/その他		20										

世帯調整(D1)

1	生活保護世帯・ひとり親世帯であって職業訓練等によって自立支援につながる場合	5	
2	生計中心者の失業の場合(解雇等によって失業保険を受給している場合)	15	
3	社会的擁護が必要と認められる場合	15	
4	育児休業を取得したため一時退園した後、育休対象児を含み同時に申込みする場合(市内の認可保育施設に限る)	20	
5	兄弟姉妹の同時申込みの場合	新規(転園を含む) 同時申込人数分	D1合計
6	その他市長が認めた場合		

世帯調整(D2)

1	保護者が保育施設等で保育業務に従事している場合(内定を含む・市内外問わず)	6	
2	市外在住者で転入予定がない場合(市内在住者に希望施設の待機がない場合のみ調整する)	-40	
3	正当な理由がなく保育料に滞納がある場合(卒園している児童分も含む。)	-50	
4	正当な理由がなく住民税等を申告していない場合	-30	D2合計
5	その他市長が認めた場合		

※滞納及び未申告に該当する場合は、他の調整区分は適用しない。

児童調整(E1)

1	子どもが障害を有する場合(手帳等を有するが、保育士の加配等によって集団保育が可能である子ども) ※施設によって受入人数に上限あり。	10	
2	地域型保育事業の卒園児(4月のみ適用)	20	E1合計
5	その他市長が認めた場合		

児童調整(E2)

1	保護者が産休・育児休業からの復帰予定の場合	10	
2	未入所の児童が在園中の兄弟姉妹と同一の施設等を希望する場合	6	
3	在園中の児童が兄弟姉妹同施設への転園希望の場合(4月入所のみ適用)	8	
4	市外保育施設から市内保育施設への転園を希望する場合(4月のみ適用)	20	
5	入園した当該年度内に転園を希望している場合	-40	
6	当該年度に内定結果通知後、正当な理由無く利用辞退がある場合(入所面接の辞退など)	-20	
7	当該年度に利用調整結果通知後、正当な理由無く利用辞退がある場合(利用開始直前での辞退など)	-50	
8	認可外施設等(一時預かり事業、事業所内保育施設を含む)を週5日以上常時利用している場合(1か月以上の継続あり)	12	
9	認可外施設等(一時預かり事業、事業所内保育施設を含む)を週4日以上常時利用している場合(1か月以上の継続あり)	8	
10	認可外施設等(一時預かり事業、事業所内保育施設を含む)を週3日以上常時利用している場合(2か月以上の継続あり)	6	
11	認可保育園の卒園児(2歳児クラスまでの園) ※4月のみ適用	20	
12	同一施設内で、教育部分から保育部分へ変更継続利用を希望する場合(利用定員内の変更であり、施設の承認がある場合に限る。)	20	E2合計
13	その他市長が認めた場合		

利用調整は次のとおり行うこととする。

- 1 利用調整指数の高い者を優先する
- 2 上記で判定できない場合は、基本点の合計(A)の高い者を優先する
- 3 上記で判定できない場合は、基本指数の区分において次のとおり優先する  
社会的擁護>災害>就労(自営以外)>就学>就労(自営)>疾病・障害>介護・看護>出産>求職
- 4 上記で判定できない場合は、基本指数(C)の合計の高い者を優先する
- 5 上記で判定できない場合は、該当年度における保育料階層の低い者を優先する
- 6 上記で判定できない場合は、親族等における保育可能状況等で判断する
- 7 上記で判定できない場合は、保育料算定における課税額の少ない者を優先する
- 8 上記で判定できない場合は、利用調整会議において別途協議する